

多治見市議会傍聴規則等の一部改正について

I 経緯

1 多治見市議会傍聴規則の一部改正

令和7年2月に全国市議会議長会が、標準市議会傍聴規則の一部改正を行いました。この一部改正の趣旨は、多様な人材の市議会への参画を促す一助となるよう、傍聴規則を整備し開かれた議会とすることです。本市議会においても、この改正を参考に傍聴規則の一部改正を行います。

2 多治見市議会委員会条例の一部改正

また、これを機に、現在傍聴規則の例にならう運用をしている委員会の傍聴について、ルールを明確化するため、傍聴規則を適用させるよう改正を行います。

II 改正趣旨

1 多治見市議会傍聴規則の一部改正

開かれた議会を目指し、多様な人材の市議会への参画を促す一助となるよう、標記規則の改正を行う。

2 多治見市議会委員会条例の一部改正

委員会の傍聴ルールを明確化するため、標記条例の改正を行う。

III 改正概要

1 多治見市議会傍聴規則の一部改正

(1) 傍聴人受付簿について、個人情報保護の観点から規定上廃止し、現行の運用の傍聴人受付票とする（第3条関係）。

(2) 団体傍聴における個々の傍聴人を特定するために、規定上も名簿の提出を求めることとする。なお、名簿には個々の住所の記入までは求めず、受付票に団体の連絡先の記入を求めることとする（第3条関係）。

(3) コロナ禍における定員制限などに対応するため、傍聴人の定員の例外規定を設ける（第4条関係）。

(4) 傍聴制限について、時代や時勢に合った内容に改める（第6条関係）。

ア 近年見聞することのない笛、ラッパ、太鼓などの妨害事例などを削除。

イ 児童・乳幼児の入場制限の規定を削除。

(5) 傍聴制限について、実効性のある内容に改める（第6条関係）。

携帯禁止物の傍聴席への搬入の抑止のため、係員による傍聴人への質問及び質問に応じない者の入場禁止を明記する。

(6) 傍聴人の遵守事項について、次のとおり改める（第7条関係）。

ア 携帯電話端末等について、電源を切り、又は音を発しない状態にすることを明文化。

イ 帽子、コートなどの着用制限について、障害の有無等を理由に傍聴機会を制限

しないよう、削除。

(7) 写真、映画等の撮影制限の規定について、時代に合った内容に改める（8条関係）。

「映画」を削除し、誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらに動画配信できる技術が普及している現状を踏まえた規定に改める。

2 多治見市議会委員会条例の一部改正

委員会の傍聴に関しては、多治見市議会傍聴規則の一般ルールを基本的に準用するものとする（第19条関係）。

IV 施行期日

令和8年4月1日